

弁理士による知的財産の掘り起こし事業に関する業務仕様書（案）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先業者（以下「乙」という。）に委託する「弁理士による知的財産の掘り起こし事業」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めるものである。

1 本事業の目的

大企業に比べ、保有する経営資源が少ない中小企業にとって、技術やノウハウ、アイデア、ブランドといった知的財産は重要な経営資源であるが、これに対する「気づき」が十分とは言えない。

そこで、知的財産の専門家である弁理士の中から、企業が気づいていない知的財産を掘り起こすことに長けた弁理士（目利き力の高い弁理士）を日本弁理士会の協力により選任し、選任された弁理士が県内企業へ訪問して知的財産の掘り起こしを行い、特許出願に向けた伴走支援を行う。

2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月13日（金）までの期間。

3 委託業務内容

以下の業務を行うことを想定しているが、より効率的・効果的な提案がある場合にはこの限りではない。なお、業務の実施に当たっては、甲との綿密な調整のうえ進めることとし、必要に応じて随時の打ち合わせを行う。

（1）目利き力のある弁理士の選定

日本弁理士会の協力のもと、企業が気づいていない知的財産を掘り起こすことに長けた弁理士（目利き力の高い弁理士）を選定し、甲乙協議の上決定すること。

（2）県内企業の選定

選任された弁理士を中心に、知財の掘り起こしの対象となる県内企業を選定すること。なお、企業の選定方法について提案し、甲乙協議の上決定すること。

▶ 選定企業数：3社程度

▶ 選定方法例：地域未来牽引企業に選定されている企業の特許出願状況から分析し選定

（3）企業訪問の実施（伴走支援）

選定した企業に対し、知的財産の掘り起こしを行い、出願に結び付けるための伴走支援（ビジネスモデルの明確化、知財戦略の構築、出願に向けた支援）を実施すること。

▶ 支援回数：各社5回程度（3回は企業訪問による支援を実施すること）

▶ 産業財産権の出願：3件以上を目標とする

・企業支援を実施する際は、スケジュールを県の担当者、企業の担当者を含む関係者と調整の上で作成するとともに、本事業が円滑に実施できるよう関係者間の連絡調整を行うこと。

・企業支援の場に同席すること。また、企業訪問の際には県職員が同行（車での移動時には同乗）することとし、弁理士も含め訪問のための移動に係る調整を行うこと。

(4) その他

ア 事業全体の進行管理

上記(1)～(3)について、全体の進捗管理と事業執行を適切に行うこと。

なお、事業全体のスケジュール等については、甲乙協議により決定する。

イ 業務の報告

- ・業務完了時には上記(1)～(3)の結果を実績報告書として企業ごとに作成すること。
- ・実績報告書の作成に当たっては、構成・レイアウト等を十分に工夫し、網羅的・体系的に記載するとともに、単に結果を掲載するにとどまらず、結果を評価し、事業の改善等に繋がる具体的な提言等についてもできる限り記載すること。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（別記第1号様式）
- ・実施工程表
- ・業務実施体制書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了報告書（別記第2号様式）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

5 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (2) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了承を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (3) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。